

韓国における政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度



Song, Jinhoh (ソン・ジノ)
弁理士

Song 氏は、2002 年から 2018 年まで韓国の第一特許法人において、日本、欧米および中国の電気電子企業の特許権取得、無効手続および特許侵害訴訟等に携わってきた実績を通じて、長年積み上げた豊富な経験を有する。現在独立事務所を立ち上げようとしている。

韓国における政府による知的財産に関する支援政策として、韓国特許庁による各種費用の減免制度、および韓国政府による知識財産権に関する租税支援制度を紹介する。

1. 韓国特許庁の手数料減免制度

(1) 免除および減免対象手数料

- ▶ 出願料、審査請求料、最初の3年分の特許（登録）料、4～9年分の特許（登録）料（個人（免除対象者含み）、中小企業、公共研究機関、専担組織、中堅企業に限る）、実用新案技術評価請求料（免除対象者に限る）、積極的権利確認審判請求料（免除対象者、個人、中小企業、専担組織に限る）
- ▶ 商標は減免の対象外

(2) 申請方法

- ▶ 出願・審査請求・技術評価請求・権利範囲確認審判請求・登録時に免除・減免の事由を必ず記載し、当該証明書類を提出

(3) 「全額（100%）免除」の対象者および証明書類

全額免除手数料：

出願料、審査請求料、最初の3年分の特許（登録）料、実用新案技術評価請求料

この他に積極的権利範囲審判請求料が70%減免される。

免除対象	要件	証明書類
国民基礎生活保障法上の医療給付受給者	発明（考案・創作）者と出願人が同一人の場合に限る。	国民基礎生活保障法による証明書類
国家功労者と遺族および家族 5・18 民主功労者と遺族および家族 枯れ葉剤後遺症患者・枯れ葉剤後遺症と似た症状の患者および枯れ葉剤後遺症患者の二世 特殊任務遂行者と遺族 独立功労者と遺族や家族 参戦功労者（本人）		当該資格を証明する書類 1 通 例）国家功労者証の写し または国家功労者（遺族）確認原本の写し等
障害者福祉法上の登録障害者		障害者福祉手帳の写しまたは障害者福祉法による登録障害者証明書類
学生（小中高の在生に限る）		在学証明書
満6歳以上、満19歳未満の者		無し
軍服務中の一般私兵、公益勤務要員、転換服務遂行者（2012.4.1以降の出願、審査請求、設定登録の件から適用）		服務証明書

[留意点]

- ・ 国家功労者等であることを証明する書類と、登録障害者であることを証明する書類を既に特許庁長に提出済みの場合、当該提出を省略可能である。
- ・ 国民基礎生活受給者証明原本・国家功労者（遺族）確認原本・障害者証明書の場、書式に省略意思表示と索引情報を記載することで当該提出を省略可能である。
- ・ 権利別に各々年間 10 件（返還されるか、1 か月以内に取り下げまたは放棄となったものは除外）に限る。ただし、2012.4.1 以降の複数デザイン出願案件から 1 出願当たり免除可能なデザイン数は 3 個以下であり、2016.1.1 以降 1 つの出願で特許・実用新案審査請求料の免除できる請求項は 30 項以下である。

(4) 「85%減免」の対象および証明書類

85%減免手数料：

出願料、審査請求料、最初の 3 年分の特許（登録）料

この他に積極的権利範囲審判請求料が 70%減免され、また、実用新案技術評価請求料は 100%免除される。

減免対象	要件	証明書類
満 19 歳以上、満 30 歳未満の者	発明（考案・創作）者と出願人が同一人の場合に限る。	無し
満 65 歳以上の者		

(5) 「70%減免」の対象および証明書類

70%減免手数料：

出願料、審査請求料、最初の 3 年分の特許（登録）料、積極的権利範囲審判請求料

減免対象	要件	証明書類
個人	発明（考案・操作）者と出願人が同一人の場合に限る。	無し
小企業	中小企業基本法第2条の規定による小企業	小企業であることを証明する書類
中企業	中小企業基本法第2条の規定による中企業	中企業であることを証明する書類

[留意点]

- ・ 実用新案技術評価請求料は減免の対象ではない。
- ・ 事業者登録証の場合、書式に省略意思表示と索引情報を記載することで提出を省略可能である。
- ・ 小企業および中企業の証明書類は中小企業基本法第2条による有効なものに限る。
- ・ ただし、個人が特許・実用新案、デザイン別に各々年間20件（返還されるか、1か月以内に取り下げまたは放棄となったものは除外）を越えた場合は、30%減免にする。

(6) 「50%減免」の対象および証明書類

50%減免手数料：

出願料、審査請求料、最初の3年分の特許（登録）料

この他に、減免対象が「専担組織」の場合、積極的権利範囲審判請求料が50%減免される。

減免対象	要件	証明書類
大企業と中小企業の共同研究	大企業と中企業または小企業の契約によって共同研究を行い、その研究結果に対して共同で特許または実用新案登録出願をした場合 *2006.05.01以降の出願または審査請求をする場合、出願料または審査請求料に限る。	*大企業の事業者登録証の写し *中小企業は中企業または小企業であることを証明する書類
公共研究機関	技術の移転および事業の促進に関わる法律第2条第6号による公共研究機関	公共研究機関であることを証明する書類
専担組織 ^{*)}	技術の移転および事業の促進に関わる法律第11条第1項による専担組織（高等教育法による国・公立学校に設置する専担組織が法人である場合に限る。）	専担組織であることを証明する書類
地方自治団体	地方自治法第2条第1項による地方自治団体	無し

[留意点]

- ・専担組織以外は、積極的権利範囲審判請求料は減免の対象ではない。また、実用新案技術評価請求料は減免の対象ではない。
- ・公共研究機関であることを証明する書類と、専担組織であることを証明する書類を既に特許庁長に提出済みの場合には、提出を省略可能である。
- ・事業者登録証・法人登記簿謄本の場合、書式に省略意思表示と索引情報を記載することで提出を省略可能である。

*) 専担組織：「技術の移転および事業の促進に関わる法律」で定められている。公共研究機関の場合、技術移転・事業化に関する業務を専門に取り扱う組織であり、設置が義務化されている。

(7) 「30%減免」の対象および証明書類

30%減免手数料：

出願料、審査請求料、最初の3年分の特許（登録）料

減免対象	要件	証明書類
中堅企業	中堅企業成長促進および競争力強化に関する特別法第2条第1号による中堅企業	中堅企業であることを証明する書類

[留意点]

・積極的権利範囲審判請求料および実用新案技術評価請求料は減免の対象ではない。

(8) 4年目～存続期間の特許（登録）料50%減免対象および証明書類

減免対象	要件	証明書類
個人	発明（考案・操作）者と出願人、特許権者、実用新案権者またはデザイン権者が同一人の場合に限る。	無し
小企業	中小企業基本法第2条の規定による小企業	小企業であることを証明する書類
中企業	中小企業基本法第2条の規定による中企業	中企業であることを証明する書類
公共研究機関	技術の移転および事業の促進に関わる法律第2条第6号による公共研究機関	該当証明書類

専担組織	技術の移転および事業の促進に関わる法律第11条第1項による専担組織（高等教育法による国・公立学校に設置する専担組織が法人である場合に限る。）	専担組織であることを証明する書類
------	--	------------------

[留意点]

・次のいずれに該当する中小企業に対して2022年2月末までに4～6年分の特許（登録）料の50/100まで減免が可能である（100ウォン未満の金額は減免額に含まれない。）

- ①「発明振興法」第11条の2によって職務発明補償優秀企業と選定された企業
- ②「発明振興法」第24条の2によって知識財産経営認証を受けた企業

(8) 4年目～9年目分の特許（登録）料30%減免対象および証明書類

減免対象	要件	証明書類
中堅企業	中堅企業成長促進および競争力強化に関する特別法第2条第1号による中堅企業	中堅企業であることを証明する書類

[留意点]

・次のいずれに該当する中堅企業に対して2022年2月末までに4～6年分の特許（登録）料の50/100まで減免が可能である（100ウォン未満の金額は減免額に含まれない。）

- ①「発明振興法」第11条の2によって職務発明補償優秀企業と選定された企業
- ②「発明振興法」第24条の2によって知識財産経営認証を受けた企業

2. 韓国政府の知識財産権に関する租税支援制度

(1) 概要

技術取引を活性化し、職務発明を拡散させるための支援制度

(2) 支援時期

常時支援

(3) 支援内容

支援分類	内容	支援対象
職務発明補償金 に対する所得税 非課税	(所得税法第 12 条および施行令第 17 条の 3) 発明振興法により、使用者から支給された職務 発明補償金 (年 300 万ウォン以下) に対して所 得税非課税	従業員
職務発明補償金 に対する R&D 税額控除	(租税特例制限法第 10 条および施行令別表 6) 企業が職務発明補償金として支出した費用につ いて、R&D 税額控除の適用 *中小企業 25%、中堅企業 8%、大企業 3~6%	中小・中堅 ・大企業
技術移転所得に 対する税額減免	(租税特例制限法第 12 条第 1 項) 中小・中堅企業が韓国人に技術を移転した 場合、技術移転所得に対する所得税・法人税の 50%を税額控除	中小・中堅 企業
技術貸与所得に 対する税額減免	(租税特例制限法第 12 条第 3 項) 中小企業が技術を貸与した場合、貸与所得に 対する所得税・法人税の 25%を税額減免	中小企業

技術取得費用の 税額控除	(租税特例制限法第 12 条第 2 項) ・ 中小企業が韓国人から技術を取得した場合、 取得金額の 10%を税額控除 ・ 中堅・大企業が中小企業から技術を取得した 場合、取得金額の 5%を税額控除	中小・中堅 ・ 大企業
-----------------	--	----------------

ソース：

手数料情報案内

<http://www.patent.go.kr/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.jsp>

手数料減免制度

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=52603&cat
menu=m05_02_06_03](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=52603&catmenu=m05_02_06_03)

知識財産権関連租税支援

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=52604&cat
menu=m05_02_06_04](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=52604&catmenu=m05_02_06_04)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)